

情報通信技術の発展等を踏まえた「趣味・娯楽」の種目の見直しについて

1 検討の概要

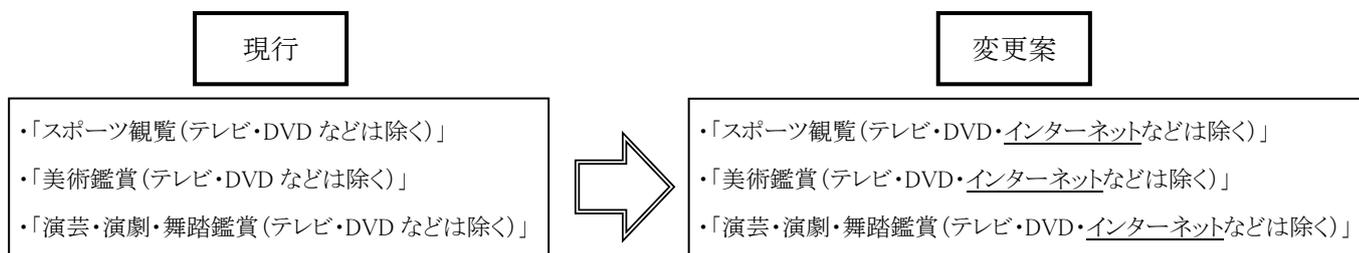
近年の情報通信技術の発展にともない、スマートフォンでの利用、インターネット経由によるサービスが拡大している。また、既存メディアであるテレビにおいても、インターネット経由によるオンデマンドサービスを行うなど、従来の定義、説明文では対応できないことから、関連種目について見直しを行うもの。

2 対象種目

① スポーツ観覧、美術鑑賞、演芸・演劇・舞踏鑑賞

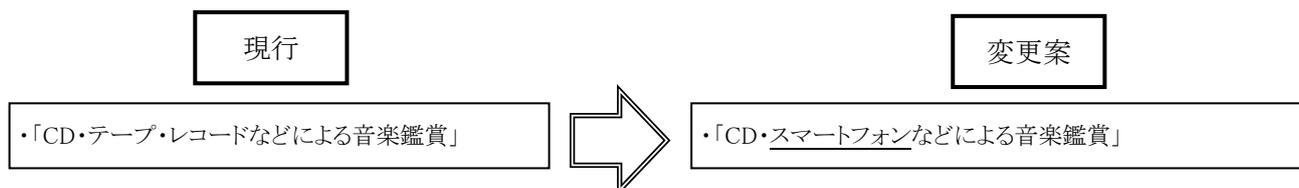
上記種目については、競技場・劇場などへ出かけて観覧・鑑賞するものと定義していることから、種目名に「テレビ・DVD などは除く」と追記している。

しかし、近年インターネット経由でのサービスが拡大していることから、記入精度の確保の観点から、除くものに「インターネット」を追加する。



② CD・テープ・レコードなどによる音楽鑑賞

近年の情報通信機器の普及にともない、スマートフォンが CD・テープ・レコードに取って代わりつつあることから、種目名を変更するもの。



③ 映画鑑賞（テレビ・ビデオ・DVDなどは除く）、DVD・ビデオなどによる映画鑑賞（テレビからの録画は除く）

従来、映画鑑賞については、映画館で鑑賞を行う「映画鑑賞（テレビ・ビデオ・DVDなどは除く）」とレンタルビデオ等で鑑賞を行う「DVD・ビデオなどによる映画鑑賞（テレビからの録画は除く）」により把握し、テレビ放映での鑑賞（録画を含む）は対象外としてきた。

しかし、近年、映画専用の有料放送、テレビ局によるオンデマンドサービス等、DVD・ビデオのレンタルと競合するサービスも拡大している。また、インターネット上でも映画の配信サービスが行われるなど、旧来のメディア単位での区切りでは、映画鑑賞に係る行動の実態を捉えきれなくなってきていると考えられる。

このことから、当該区分の範囲にテレビも加えた上で、名称を「映画館以外での映画鑑賞（テレビ・DVD・インターネットなど）」とする。併せて、従来の「映画鑑賞（テレビ・ビデオ・DVDなどは除く）」を「映画館での映画鑑賞」とし、記入者の判断に紛れがないような措置を講じる。

